

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組への協力について ～県民の皆様へのお願い～

昨日、国が新型インフルエンザ等特別措置法に基づく政府対策本部を立ち上げたことを受け、島根県でも同法に基づく都道府県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。

現在、国・地方公共団体が一丸となって、感染症拡大の防止対策に取り組んでいるところです。

この感染症との戦いは、今後、一定期間は続き、国内で急速な感染の拡大を抑制できたとしても、流行地から帰国する邦人や来日する外国人からの感染も増えることも想定されるため、さらに警戒を強める必要があります。

このため、県民の皆様にも、次のことについてご理解とご協力をお願いいたします。

1. 海外への渡航をお考えの方、海外から帰国される方へのお願い

(1) 日本から海外への渡航自粛

感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）が出されている国や地域への渡航は、どのような目的であれ、止めてください。

また、その他の国・地域であっても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、渡航の是非や延期の必要性について、今一度ご検討いただき、海外への不要不急の渡航は、止めてください。

(2) 海外から帰国される方の検疫等

海外から帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」に滞在歴がある方は、健康状態に異常のない方も含め、自宅等の検疫所長が指定する場所において14日間待機し、空港等からの移動も含め、公共交通機関を使わないでください。

また、「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある方は、上記の取扱いに加え、全員にPCR検査と保健所等による定期的な健康確認が実施されます。

地域内での感染拡大防止のために極めて重要ですので、必ずご協力ください。

※感染症危険情報レベル、検疫強化対象地域及び入管法に基づく入国制限対象地域は刻々と変わっていますので、常に最新の国の情報を確認してください。

2. 全ての方へのお願い

(1) 新型コロナウイルスを含む感染症予防の徹底

感染予防のため、咳エチケット（マスクの着用、ハンカチ、袖などで鼻と口を覆う）や手洗いの徹底にご協力をお願いいたします。

(2) 医療機関の院内感染防止

地域医療を守るために、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方、強いだるさや息苦しさがある方は、まず最寄りの発熱・帰国者・接触者相談センターへご相談ください。

また、どうしても急いでかかりつけ医を受診する場合は、必ず、事前に電話連絡をしてから受診してください。

(3) 不要不急の往来の自粛

東京都内で新型コロナウイルスの感染が急拡大していることを受け、東京都の小池知事が25日に、この週末の不急の外出などを控えるよう要請されております。

こうした状況を踏まえ、県民の皆様におかれては、当分の間、東京都への不要不急の往来を自粛していただきますようお願いいたします。

令和2年3月27日

島根県知事 丸山達也